二　その支払を受ける配当等の額がその支払に係る基準日以前六月以内に設立された他の内国法人からその設立の日以後最初に支払われる配当等の額である場合（次号に掲げる場合を除く。）　当該設立の日

三　その支払を受ける配当等の額がその配当等の額の元本である株式等を発行した他の内国法人からその支払に係る基準日以前六月以内に取得したその元本である株式等につきその取得の日以後最初に支払われる配当等の額である場合　当該取得の日

第百五十五条の十の次に次の一条を加える。

（非支配目的株式等の範囲）

第百五十五条の十の二　法第八十一条の四第七項（連結事業年度における受取配当等の益金不算入）に規定する政令で定める場合は、同項の連結法人（当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）が、同項に規定する他の内国法人（以下この条において「他の内国法人」という。）の発行済株式又は出資（当該他の内国法人が有する自己の株式等を除く。）の総数又は総額の百分の五以下に相当する数又は金額の当該他の内国法人の株式等を、当該連結法人が当該他の内国法人から受ける法第八十一条の四第一項に規定する配当等の額の支払に係る基準日（当該配当等の額が個別益金額を計算する場合に法第二十四条第一項（配当等の額とみなす金額）（同項第三号に規定する資本の払戻しに係る部分を除く。）の規定により法第二十三条第一項第一号又は第二号（受取配当等の益金不算入）に掲げる金額とみなされる金額であるときは、その支払に係る効力が生ずる日の前日）において有する場合とする。

2　前項の連結法人が他の内国法人から受ける同項の配当等の額の支払に係る基準日において有する当該他の内国法人の株式等のうちに法第八十一条の四第二項に規定する政令で定める株式等（法第二十三条第二項に規定する政令で定める株式等を含む。以下この項において「短期保有株式等」という。）がある場合には、当該連結法人は当該短期保有株式等を有していないものとして、前項の規定を適用する。

第百五十五条の十一第二号中「関係法人株式等（」を「関連法人株式等（」に、「「関係法人株式等」を「「関連法人株式等」」に、「受ける当該関係法人株式等」及び「受ける関係法人株式等」を「受ける関連法人株式等」に改め、同条第三号中「及び関係法人株式等」を「、関連法人株式等及び同条第七項に規定する非支配目的株式等（次号において「非支配目的株式等」という。）」に、「受ける当該」を「受ける」に改め、同条に次の一号を加える。

四　法第八十一条の四第一項の規定により当該連結事業年度の益金の額に算入されない金額のうち非支配目的株式等に係る部分の金額に、各連結法人が受ける非支配目的株式等に係る配当等の額の合計額のうちに当該連結法人が受ける非支配目的株式等に係る配当等の額の占める割合を乗じて計算した金額

第百五十五条の十三第二項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号から第十五号までを一号ずつ繰り上げる。

第百五十五条の十九第二項中「及び第四項から第九項まで」を「、第四項から第八項まで及び第十一項」に改め、同条第八項中「九年以内」を「十年以内」に、「前九年内連結事業年度」を「前十年内連結事業年度」に、「前九年内事業年度」を「前十年内事業年度」に改める。

第百五十五条の二十第一項第二号中「九年」を「十年」に改め、同条第五項中「九年以内」を「十年以内」に、「前九年内連結事業年度」を「前十年内連結事業年度」に、「前九年内事業年度」を「前十年内事業年度」に改める。

第百五十五条の二十一第二項中「における」を「による」に改め、同項第二号中「九年」を「十年」に改める。

第百五十五条の二十一の次に次の一条を加える。

（再生が図られたと認められる事由等）

第百五十五条の二十一の二　法第八十一条の九第八項第二号（連結欠損金の繰越し）に規定する政令で定める事由は、同条第一項の各連結事業年度が次の各号に掲げる連結事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事由とし、同条第八項第二号に規定する政令で定める日は、当該事由が生じた日とする。

一　法第八十一条の九第八項第二号イに掲げる事実が生じた同号の連結親法人の当該事実に係る同号イに定める連結事業年度　次に掲げる事由（当該事実が生じた日以後に生じたものに限る。）

イ　当該連結親法人の発行する株式（出資を含む。以下この項及び第六項において同じ。）が金融商品取引法第二条第十六項（定義）に規定する金融商品取引所（これに類するもので外国の法令に基づき設立されたものを含む。以下この項及び第六項第一号において「金融商品取引所等」という。）に上場されたこと。

ロ　当該連結親法人の発行する株式が金融商品取引法第六十七条の十一第一項（店頭売買有価証券登録原簿への登録）の店頭売買有価証券登録原簿（以下この項及び第六項第二号において「店頭売買有価証券登録原簿」という。）に登録されたこと。

ハ　当該連結親法人の当該事実に係る更生計画で定められた弁済期間が満了したこと。

ニ　当該連結親法人の当該事実に係る更生債権（会社更生法第二条第八項（定義）並びに金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四条第八項（定義）及び第百六十九条第八項（定義）に規定する更生債権をいう。）の全てが債務の免除、弁済その他の事由により消滅したこと（当該連結親法人以外の者で当該連結親法人の事業の更生のために債務を負担する者が当該連結親法人の当該事実に係る更生計画において明示されている場合において、その者が債務（当該更生計画において定められているものに限る。）を負担したときは、その負担によりその者が当該連結親法人に対して有することとなつた債権及び当該更生債権の全てが債務の免除、弁済その他の事由により消滅したこと。）。

二　法第八十一条の九第八項第二号ロに掲げる事実が生じた同号の連結親法人の当該事実に係る同号ロに定める連結事業年度　次に掲げる事由（当該事実が生じた日以後に生じたものに限る。）

イ　当該連結親法人の発行する株式が金融商品取引所等に上場されたこと。

ロ　当該連結親法人の発行する株式が店頭売買有価証券登録原簿に登録されたこと。

ハ　当該連結親法人の当該事実に係る再生計画で定められた弁済期間が満了したこと。

ニ　当該連結親法人の当該事実に係る再生債権（民事再生法第八十四条（再生債権となる請求権）に規定する再生債権をいう。）の全てが債務の免除、弁済その他の事由により消滅したこと（当該連結親法人以外の者で当該連結親法人の事業の再生のために債務を負担する者が当該連結親法人の当該事実に係る再生計画において明示されている場合において、その者が債務（当該再生計画において定められているものに限る。）を負担したときは、その負担によりその者が当該連結親法人に対して有することとなつた債権及び当該再生債権の全てが債務の免除、弁済その他の事由により消滅したこと。）。